



# 金 沢 市 公 報

号外第7号の11

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改	
規則		正する規則	(消防総務課) 1
任免に市長の同意を要する職員の範囲を定め		金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則	
る規則の一部を改正する規則 (企業総務課)	1	の一部を改正する規則 ( " )	3

## 規 則

任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第37号

任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則(昭和27年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1号中「課長補佐」を「課長補佐 グループ長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第38号

金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

金沢市消防局の組織に関する規則(平成8年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 消防局に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄に掲げるグループを置く。

課	グ ル ー プ
消防総務課	庶務グループ 企画管理グループ
予防課	予防グループ 指導グループ 危険物グループ
警防課	警防グループ 装備グループ 救急救助グループ 調査第1グループ 調査第2グループ
情報指令課	情報指令第1グループ 情報指令第2グループ

2 前項の表に掲げる課及びグループにそれぞれ長を置き、必要に応じ、課に課長補佐を置くことができる。

3 課長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐は、課長を補佐し、所管の事務を掌理する。

5 グループ長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

第5条の表に次のように加える。

グループ長	消防司令又は消防司令補
-------	-------------

第6条を次のように改める。

第6条 消防局の各課又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課・グループ		分 掌 事 務
消防総務課	庶務グループ	1 公印に関する事項 2 予算に関する事項 3 消防庁舎の維持管理に関する事項 4 物品の出納及び保管に関する事項 5 文書の收受、発送及び保存に関する事項 6 消防団に関する事項 7 他課及び他グループに属しない事項
	企画管理グループ	1 組織機構に関する事項 2 消防職員の任免、分限、賞罰、身分及び服務に関する事項 3 褒賞及び表彰に関する事項 4 公務災害補償に関する事項 5 消防職員の保健衛生及び厚生に関する事項 6 消防相互応援協定に関する事項 7 研修及び教養に関する事項 8 消防業務の企画、調査及び調整に関する事項 9 情報公開及び個人情報保護に関する事項 10 消防職員委員会に関する事項
予防課	予防グループ	1 火災予防対策に関する事項 2 火災予防査察に関する事項 3 火災予防の広報に関する事項 4 消防用設備等に関する事項 5 火災予防統計に関する事項 6 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第45条第1項の規定による販売事業者からの業務報告の徴収及び同法第46条第1項の規定による販売事業者の事務所等の立入検査に関する事項 7 他グループに属しない事項
	指導グループ	1 建築物の許可、認可及び確認の同意に関する事項 2 防火管理者に関する事項 3 防火関係諸団体の育成指導に関する事項
	危険物グループ	1 危険物の規制に関する事項 2 危険物施設の許可、認可及び検査に関する事項 3 危険物取扱者及び危険物施設の管理者等の指導に関する事項 4 石油コンビナート等特別防災区域に関する事項 5 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による煙火に係る消費の許可等に関する事項 6 火薬その他特殊な物質の防火に関する事項 7 危険物災害の調査に関する事項
警防課	警防グループ	1 消防警備及び警防関係諸計画に関する事項 2 消防防災訓練に関する事項 3 建築物及び開発行為等の防災指導に関する事項 4 警防業務及び警防活動に関する事項 5 自主防災組織が行う訓練の指導に関する事項 6 消防水利に関する事項 7 他グループに属しない事項
	装備グループ	1 消防装備の運用及び整備保全に関する事項 2 消防装備の研究及び改善に関する事項

	救急救助グループ	1 救急及び救助業務に関する事項
	調査第1グループ	1 火災の原因及び損害調査に関する事項 2 火災等の現場の情報収集及び広報に関する事項
	調査第2グループ	3 消防統計及び消防情報に関する事項
情報指令課	情報指令第1グループ	1 消防通信に関する事項 2 消防通信施設の整備保全に関する事項 3 指令業務に関する事項
	情報指令第2グループ	4 消防分隊等の出動計画及び運用に関する事項 5 災害支援情報の収集に関する事項 6 気象情報等の収集に関する事項 7 災害情報等の提供に関する事項 8 火災警報及び火災注意報に関する事項 9 防災行政無線の運用に関する事項 10 消防情報システムの運用及び保守管理並びに調査研究に関する事項 11 消防の情報セキュリティの確保に関する事項

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第39号

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第6条の表常時介護を要する状態の項中「104,730円」を「104,530円」に、「56,790円」を「56,720円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,370円」を「52,270円」に、「28,400円」を「28,360円」に改める。

別表第2第7級の項第12号中「女子の外ぼう」を「外貌」に改め、同表第9級の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第2第12級の項第14号中「男子の外ぼうに著しい」を「外貌に」に改め、同項第15号を削り、同表第14級の項第10号を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び次項の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条の規定は、平成23年4月1日以後の介護を受けている期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の介護を受けていた期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。
- 金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号。以下「条例」という。）第5条第3項に規定する消防団員等（以下「消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に施行日前に変更があったときに存した障害に係る金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。
- 消防団員等が施行日前に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合（施行日以後に条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若し

くは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は条例第12条第4項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第2号に該当するに至ったときを除く。)又は施行日前に条例第16条第2号に該当することとなった場合における当該消防団員等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

- 5 消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害(改正前の金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。)については、附則第3項の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から、新規則別表第2の規定を適用する。
- 6 消防団員等が平成22年6月10日から施行日の前日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合、若しくは当該期間において条例第16条第2号に該当することとなった場合であって、当該消防団員等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害(旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。)又は当該期間において条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害(旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。)の状態の評価については、附則第4項の規定にかかわらず、それぞれ当該消防団員等が死亡した日又は当該変更があった日から新規則別表第2の規定を適用する。

平成23年(2011年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄